平成２１年（フ）第８６１号
兵庫県加古川市加古川町大野38番地
破産者　花房　由美
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９５０号
兵庫県姫路市城見台３丁目８番地22
破産者　夆星ことミルクこと　岡　　正史
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９６２号
兵庫県加古川市神野町日岡苑３―54、住民票上の住所兵庫県加古川市別府町新野辺北町１丁目48番地
破産者　小椋　洋子
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２号
兵庫県朝来市和田山町土田590番地
破産者　細見　　庸
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第１７７０号
広島市安佐北区落合南１丁目17番27―３号
破産者　平田　勝政
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７７１号
広島市安佐北区落合南１丁目17番27―３号
破産者　平田　博子
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２号
広島市中区吉島東１丁目３番17号
破産者　長崎しっぽくＤＩＮＩＮＧ肥前こと　平野　　茂
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１２１号
熊本県合志市須屋2675番地11　プルーム群窪103号
破産者　髙見　秀逸
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８０５号
岩手県八幡平市平舘第10地割37番地５
破産者　八幡　晃子
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８７３号
盛岡市向中野五合田１番地２　Ｋ１ソレアードＡ棟、住民票上の住所盛岡市大通３丁目10番29―805号
破産者　上野かほり
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１５号
盛岡市青山４丁目24番８号
破産者　佐藤　宏美
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１６６号
宮城県伊具郡丸森町筆甫字東山48番地
破産者　目黒庄一郎
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１６９号
宮城県白石市字本町２番地
破産者　梅津　郁子
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第９号
宮城県石巻市八幡町２丁目１番16号、旧住所宮城県石巻市須江字中埣137番地２
破産者　土井　里志
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第６７号
埼玉県行田市壱里山町１番地30、破産手続開始決定時の住所群馬県藤岡市立石857番地３
破産者　田代八重子
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１８２号
新潟県阿賀野市山口1491番地15
破産者　**呉**　　子楷
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第６８９号
東京都江東区扇橋３丁目７番５号　ハウスローゼン、前住所静岡県浜松市西区古人見町1432番地の41
破産者　高橋　　博
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４９８号
滋賀県栗東市小平井１丁目６番３―212号、前住所滋賀県栗東市小平井115番地２
破産者　片山より子（旧姓梶ヶ山・本野）
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７５４号
滋賀県草津市東草津３丁目16番７号　ハイツ高樋113号、前住所滋賀県草津市西渋川２丁目９番４号
破産者　松本　啓吾
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部